

折ヤラス

右及甲(商)取扱也

以上

引記 回答

本面の問題に就ては選取したる方針は概して誤り使用せざる事也。先年賃借に就ては会社獨り
にて処理する事

ニ未定成品に就ては會社品物持出等事と記す 但し左の条件と附す

(1) 會社は此の問題には早急工場を用く 施す事
(2) 本月二十九日頃

昭和六年八月二十一日

合資會社 國機機製作所

代表社員 関 義 孝

社員員一同殿

第 四 四 三 號

昭和六年十月六日 國警視廳 高橋 宇雄

内務大臣 安達 謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿

國機機製作所 労働争議ニ關スル件 (解決)

6. 10. 9
3097

通告
交渉後 九月二十六日 調停 終結 解決
ヲ三回(二十七日迄) 其際 取寄 警察官 傷ツキ 被害者 起訴セリ
工場 警察署 宛へ 展箱 三小 包 送リ シモノアリ

標記労働争議ハ九月廿六日 圓滿解決セルカ 其ノ 状況 左記ノ 通り

一 労働者側

(1) 争議 開始 後 諸 小 林 菅 永 順 等ニ 依リ 手 錠 制ニシテ 日 用 亦 行 商ヲ 爲シ